

## 建交労春の中央行動・続報

# 事業団・高齢者部会が厚労省交渉

3月6日に全国事業団・高齢者部会の厚労省交渉が行われ、北海道から全国幹事の函館支部・鈴木書記長と旭川支部・春田書記次長が参加しました。

この日は、高年齢者雇用安定法第5条・36条の主旨に沿っての項目と、生活困窮者自立支援制度の支援で重層的支援のサービスを提供できるよう全国に窓口を設け普及推進すること、契約途中に最低賃金が改定された場合の「小企業者に関する国等の契約方針」について交渉しました。高木部会長が交渉の冒頭「働きたい人が働けないでいる。働く場を柔軟にしていけるための制度として生活困窮者自立支援法がある。在宅内職が増えてきており、広く居住支援事業が実施できるように」と要請しました。厚労省から、令和4年の就労支援対策者57,000人のうち25,000人が就労しているという報告がされました。

旭川支部の春田さんは「旭川でも事業団がシルバー人材センターに準ずる団体として認定を受けているが、シルバーと見積合わせで仕事を取り合っているの、なかなか仕事がとれないこともある。認定就労訓練事業所としても認定を受けているけれど、この認定事業所について市職員の認知が低い現状もあると感じている。また、居住支援も行っているが自立につながっていくケースが少ないという実感があり、主に生活保護申請前の方や申請中の方が多い印象で、ぜひ就労訓練事業所を活用してもらいたい」と発言しました。

## 学童保育部会が子ども家庭庁に要請

3月5日、全国学童保育部会は「放課後児童健全育成事業にかかわる要請書」にもとづいて子ども家庭庁への要請をおこない、全国部会三役のほか北海道本部から宮澤書記長が参加しました。この日は要請に先立って、学童保育に通う子どもたちの声を冊子にした「がくどうにかよっているぼくたち・わたしたちのこえをきいてください」を担当者へ手渡しました。

要請では「補助基準額の積算内訳と人件費の積算根拠を示すこと」や「常勤職員配置(補助)を使うための制度の改善」を重点項目として交渉したほか、全国各地の状況などについてやりとりしました。北海道からは「国が補助制度をつくっても積極的に使わない・使えない自治体があり、道庁交渉でも自治体への働きかけをお願いしてきた。そもそも学童保育が自治体任せになっている。国が学童保育を社会福祉事業として位置付け、施設基準を示し、専門性を持つ指導員の人件費の積算根拠を明らかにすることなどをセットにして国がきちんと示していくことが重要だ」と発言しました。また、北海道でも自治体から営利企業への委託化がひろがっていることや、スポットワーク(いわゆるスキマバイト)が全国でもひろがっていることなどについて意見を交換しました。

## 道本部労災職業病部会が北海道労働局に要求書提出

道本部労災職業病部会は3月14日に北海道労働局長あてに「労災職業病にかかわる要求書」を提出しました。要求書では、①振動障害の防止対策、②トンネル工事におけるじん肺の予防対策およびアスベストの予防対策、③労災職業病の認定業務、④じん肺およびアスベスト疾患、⑤振動障害の「適正給付管理」、⑥振動障害被災者の訓練・社会復帰対策、⑦労働行政の体制強化についての要求をまとめています。